

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案に対する修正案
 対照表

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案 抄

(傍線部分は修正部分)

| 修正後 | 修正前 |
|---|---|
| <p>(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>(削る)</p> <p>(略)</p> <p>第三十五条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)</p> <p>第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)</p> | <p>(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第一条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p> <p>第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十条の六第一項第四号」を加える。</p> <p>(略)</p> <p>第三十五条の二の次に次の二条を加える。</p> <p>(日雇労働者についての労働者派遣の禁止)</p> <p>第三十五条の三 派遣元事業主は、その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者(日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。)</p> |

を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。

2 (略)

(離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の六第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行つてはならない。

(略)

第四十条の五の次に次の一条を加える。

(削る)

を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者について労働者派遣を行つてはならない。

2 (略)

(離職した労働者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の四 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとする場合において、派遣先が当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の九第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣を行つてはならない。

(略)

第四十条の五の次に次の四条を加える。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者(国(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))を含む。次条において同じ。))及び地方公共団体(特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。))を含む。次

条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行った行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

一 第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

二 第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

三 第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

四 この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。

2 前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込み

に係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、当該申込みを撤回することができない。

3 第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかつたときは、当該申込みは、その効力を失う。

4 第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

(削る)

第四十条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行った場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働

者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）その他関係法令の規定に基づき採用その他の適切な措置を講じなければならない。

2 前項に規定する求めを行った派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあつた場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行った時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

（削る）

第四十条の八 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができ。

2 厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の六 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

2 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣の役務の提供を受けた者（当該労働者派遣の役務の提供を受けた者）に通知するものとする。

込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第四十条の六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(離職した労働者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止)

第四十条の九 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、当該労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、当該離職の日から起算して一年を経過する日までの間は、当該派遣労働者（雇用の機会の確保が特に困難であり、その雇用の継続等を図る必要があると認められる者として厚生労働省令で定める者を除く。）に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

2 派遣先は、第三十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば前項の規定に抵触することとなるときは、速やかに、その旨を当該労働者派遣の役務の提供を受けた者（当該労働者派遣の役務の提供を受けた者）に通知するものとする。

働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければなら
ない。

(略)

第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣は」の下に「、労働者派遣の役務の提供を受ける者が」を加え、「又は第四十条の五の規定に違反している者に対し、第四十八条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該」を「、第四十条の五若しくは第四十条の六第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける」に、「若しくは第四十条の二第一項」を「、第四十条の二第一項若しくは第四十条の六第一項」に、「雇用契約」を「労働契約」に改める。

(略)

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に

働者派遣をしようとする派遣元事業主に通知しなければなら
ない。

(略)

第四十九条の二第一項中「厚生労働大臣は」の下に「、労働者派遣の役務の提供を受ける者が」を加え、「又は第四十条の五の規定に違反している者に対し、第四十八条第一項の規定による指導又は助言をした場合において、その者がなお第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四又は第四十条の五の規定に違反しており、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該」を「、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける」に、「若しくは第四十条の二第一項」を「、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項」に、「雇用契約」を「労働契約」に改め、同条第一項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(略)

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に

関する法律の一部改正)

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十条の六第一項第四号」を加える。

第三十五条の四中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

第四十条の六を第四十条の九とし、第四十条の五の次に次の三條を加える。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者(国(特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)

第一条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。))を含む。次条において同じ。))及び地方公共団体(特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条

第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。))を含む。次条において同じ。))の機能を除く。以下この条において同じ。))

が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務

関する法律の一部改正)

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「業として行う」及び「(次節、第二十条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。))」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 物の加工、組立てその他の物を製造する工程における作業として政令で定めるものに係る物の製造の業務(その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣(次号、次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。))により当該業務に従事させる場合における当該業務を除く。))

第四条第二項中「前項第三号」の下に「及び第四号」を加える。
第二十八条中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改める。

第三十五条第一項第二号を次のように改める。

「当該労働者派遣に係る派遣労働者が常時雇用する労働者であるか否かの別(当該労働者が期間を定めずに雇用する労働者である場合には、その旨)」

第三十五条の四中「第四十条の九第一項」を「第四十条の十第

の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

「第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。」

「第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。」

「第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。」

四 この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めず、労働者派遣の役務の提供を受けること。

2 前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、当該申込みを撤回することができない。

3 第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかつたときは、当該申込みは、その効力を失う。

「一」に改め、同条を第三十五条の五とし、第三十五条の三を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

(常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

「 次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつてその業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又はその業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合」

「 第四十条の二第一項第三号又は第四号に掲げる業務について労働者派遣をする場合」

三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が六十歳以上の者である場合

四 当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものである場合

2 厚生労働大臣は、前項第一号の政令の制定又は改正の立案をしよつとするとき、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

第四十条の六第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次

4 第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならぬ。

第四十条の七 労働者派遣の役務の提供を受ける者が国又は地方公共団体の機関である場合であつて、前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行った場合（同項ただし書に規定する場合を除く。）においては、当該行為が終了した日から一年を経過する日までの間に、当該労働者派遣に係る派遣労働者が、当該国又は地方公共団体の機関において当該労働者派遣に係る業務と同一の業務に従事することを求めるときは、当該国又は地方公共団体の機関は、同項の規定の趣旨を踏まえ、当該派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。）（国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号））又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号））その他関係法令の規定に基づき採用その他の適切な

に次の一号を加える。

四 第四十条の九の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。

第四十条の九を第四十条の十とし、第四十条の八の次に次の一条を加える。

（常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の役務の提供の受入れの禁止）

第四十条の九 派遣先は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする場合において、派遣元事業主が当該労働者派遣をしたならば第三十五条の三第一項の規定に抵触することとなるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

第四十九条の二第一項中「若しくは第四十条の九第一項」を、「第四十条の九若しくは第四十条の十第一項」に改める。

附則第四項中「物の製造の業務（物の溶融、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。）」を「前条第一項第三号の政令で定める作業に係る物の製造の業務（その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣により当該業務に従事させる場合における当該業務に限る。）」に改め、「（以下「特定製造業務」という。）」を削る。

附則第五項を次のように改める。

5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条

措置を講じなければならない。

2 前項に規定する求めを行った派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣に係る国又は地方公共団体の機関から求めがあつた場合においては、当該国又は地方公共団体の機関に対し、速やかに、当該国又は地方公共団体の機関が前条第一項各号のいずれかに該当する行為を行った時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

第四十条の八 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者又は派遣労働者からの求めに応じて、労働者派遣の役務の提供を受ける者の行為が、第四十条の六第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、第四十条の六第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者が当該申込みを承諾した場合において、同項の規定により当該労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が当該派遣労働者を就労させない場合には、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、当該派遣労働者の就労に関し必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定により、当該派遣労働者を就労させるべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた第

件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号。以下この項において「改正法」という。）

第二条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十五条の三及び第四十条の九の規定は、労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させても当該労働者の雇用の安定に大きな支障が生じていなかったと認められる業務であつて、当該業務に従事する労働者の雇用の安定を図るためには労働者派遣により常時雇用する労働者でない者を従事させることがやむを得ないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合については、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までは、適用しない。

附則に次の一項を加える。

6 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

四十条の六第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四十九条の二第二項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定 この法律の施行の日(以下「施行日」)という。)から起算して三年を経過した日

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、更なる

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第九条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定並びに附則第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況等を勘案し、更なる

派遣労働者の保護のための方策を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定を踏まえつつ、派遣労働者の保護を図ることの重要性にかんがみ、派遣先の責任の在り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

3 政府は、この法律の施行後、この法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の規定の施行の状況、高齢者の就業の実態等を勘案し、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の在り方、物の製造の業務についての労働者派遣の在り方及び特定労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）の在り方について、速やかに検討を行うものとする。

（派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置）

第五条 第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次条において「新労働者派遣法」という。）第二十三条第三項及び第二十三条の二

派遣労働者の保護のための方策を含め、これらの法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の規定を踏まえつつ、派遣労働者の保護を図ることの重要性にかんがみ、派遣先の責任の在り方等派遣労働者の保護を図る観点から特に必要と認められる事項について、速やかに検討を行うものとする。

（新設）

（派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限に関する経過措置）

第五条 第一条の規定による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（次条において「新労働者派遣法」という。）第二十三条第三項及び第二十三条の二

の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

（日雇労働者及び離職した労働者についての労働者派遣の禁止に関する経過措置）

第六条 新労働者派遣法第三十五条の三第一項、第三十五条の四及び第四十条の六の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第四十四条中「第二十六条第一項、第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六、第四十八条第二項及び第三項並びに」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二

の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同条に規定する関係派遣先への派遣割合について適用する。

（日雇労働者及び離職した労働者についての労働者派遣の禁止に関する経過措置）

第六条 新労働者派遣法第三十五条の三第一項、第三十五条の四及び第四十条の九の規定は、施行日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用する。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第十条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第四十四条中「第二十六条第一項、第四十八条第二項及び」を「第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に、「労働者派遣法第三十一条」を「労働者派遣法第三十条の二第一項」に改め、同条の表第二十六条第四項から第七項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十九条、第四十条の二

第五項、第四十一条第一号口、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

(略)

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|---|--|
| 第三十五条の三第一項 | その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇 | その雇用する日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。） |
|------------|---|--|

第五項、第四十一条第一号口、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条第六項並びに第四十九条第二項の項中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改め、同表第二十六条第五項の項の次に次のように加える。

(略)

第四十四条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中「及び第三十九条」を「及び第三十九条」を「第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|---|---|
| 第三十五条の三第一項 | その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は一月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用 | その雇用する日雇労働者（日々又は二月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。） |
|------------|---|---|

| | | | | |
|------|------|---------------|---|----------------------|
| (削る) | (削る) | 第三十六条 | 用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者 | 建設労働法第三十二条第一号から第四号まで |
| | | 第六条第一号から第八号まで | | |

| | | | | |
|------------------|-----------------|---------------|--|----------------------|
| 第四十条の六 第一項第一号 | 第四十条の六 第一項各号 | 第三十六条 | 管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者 | 建設労働法第三十二条第一号から第四号まで |
| | | 第六条第一号から第八号まで | | 同条第一項第一号又は第三号 |

若しくは次節の規定

第四十四条の表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|-------------------------|---------------|
| 第四十九条の二第一項 | 、第四十条の五若しくは第四十条の六第一項 | 若しくは第四十条の五 |
| | 、第四十条の二第一項若しくは第四十条の六第一項 | 若しくは第四十条の二第一項 |

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中、「第四十条の六」を、「第四十条の九」に改め、同条の表第三十四条第一項第二号及び第三十九条の項中、「及び第三十九条」を、「第三十九条及び第四十条の六第一項第四号」に改め、同表第三十六条の項の次に次のように加える。

第四十四条の表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|-------------|--|
| 第一項第四号 | り適用される法律の規定 | により適用される法律の規定又は建設労働法（第六章）第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定 |
|--------|-------------|--|

第十一条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四条中、「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を、「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、並びに第五十四条「を」、「第五十四条並びに附則第五項及び第六項」

| | | |
|------------------|----------------------|---|
| 第四十条の六 第一項第一号 | 同条第一項各号 | 同条第一項第一号又は第三号 |
| 第四十条の六 第一項第四号 | 又は次節の規定により適用される法律の規定 | 若しくは次節の規定により適用される法律の規定又は建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定 |

第四十四の表第四十九条の二第一項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

（港湾労働法の一部改正）

第十二条 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十三条中「、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四」第四十条

に改め、同条の表第四条第三項の項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同表第三十四条第一項第二号、第三十九条及び第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同表第四十条の六第一項第四号の項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第一項の項を次のように改める。

| | | |
|------------|--------------------|------------|
| 第四十九条の二第一項 | 第四十条の九若しくは第四十条の十第九 | 若しくは第四十条の九 |
|------------|--------------------|------------|

（港湾労働法の一部改正）

第十二条 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十三条中「、第二十六条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四」第四十条

の六、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同条の表第二十五条の項中「、次条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六、第四十条第二項及び第三項並びに」に改め、同表第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条までの項中「、第四十九条第一項」を削り、同項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|--|--|
| 第三十五条の三第一項 | その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼ | その雇用する日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。） |
|------------|--|--|

の九、第四十八条第二項及び第三項並びに」に改め、同条の表第二十五条の項中「、次条第三項、第四十八条第二項及び」を「から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十条第二項及び第三項並びに」に改め、同表第二十八条、第三十一条、第四十九条第一項及び第五十五条から第五十七条までの項中「、第四十九条第一項」を削り、同項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|--|---|
| 第三十五条の三第一項 | その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は一月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼす | その雇用する日雇労働者（日々又は一月以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。） |
|------------|--|---|

(削る)

| | | |
|--|--|--|
| | <p>すおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者</p> | |
|--|--|--|

る。

第二十三条の表第三十六条第六号の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------------------------|----------------|--|
| <p>第四十条の六 第一項第一号</p> | <p>同条第一項各号</p> | <p>同条第一項第一号) 同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。)、第二号又は第三号</p> |
|--------------------------|----------------|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>おそれがないと認められる業務として政令で定める業務以外の業務については、その雇用する日雇労働者</p> | |
|--|--|--|

第二十三条の表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|----------------------------|--------------------|
| 第四十九条第一項 | (第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。) | (業務の範囲等に関する規定を除く。) |
| 第四十九条の二第二項 | 、第四十条の五若しくは第四十条の六第一項 | 若しくは第四十条の五 |
| | 、第四十条の二第一項若しくは第四十条の六第一項 | 若しくは第四十条の二第一項 |

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中、「第四十条の六」を、「第四十条の九」に改め、同条の表第三十六条第六号の項の次に次のように加える。

| | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 第四十条の六 | 同条第一項各号 | 同条第一項第一号) |
| 第一項第一号 | | 同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。)、第二号又は第三号 |

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中、「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十八条第一項の項の次に次のように加える。

| | | |
|------------|----------------------------|--------------------|
| 第四十九条第一項 | (第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。) | (業務の範囲等に関する規定を除く。) |
| 第四十九条の二第二項 | 、第四十条の五若しくは第四十条の九第一項 | 若しくは第四十条の五 |
| | 、第四十条の二第一項若しくは第四十条の九第一項 | 若しくは第四十条の二第一項 |

第十三条 港湾労働法の一部を次のように改正する。

第二十三条中、「第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十、第四十八条第二項及び第三項、第五十四条並びに附則第五項及び第六項の規定は」に改め、同条の表第四条第三項の項中、「第二号又は第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第二十五条の項中「第

第二十三条の表第四十一条第一号イの項中「第四十一条第一号イ」を「第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イ」に改め、同表第四十九条の二第二項の項中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の九」を「第三十五条の三第一項ただし書及び第二項、第三十五条の四第二項、第三十五条の五、第四十条の十」に、並びに第五十四条を「第五十四条並びに附則第五項及び第六項」に改め、同表第三十五条の三第一項の項中「第三十五条の三第一項」を「第三十五条の四第一項」に改め、同表第四十条の六第一項第一号の項中「第一号」又は「第三号」を「又は第二号から第四号まで」に改め、同表第四十条の六第一項第四号及び第四十一条第一号イの項中「第四十条の六第一項第四号」を「第四十条の六第一項第五号」に改め、同表第四十九条の二第二項の項を次のように改める。

| | | |
|-----------------|---|-----------|
| 第四十九条の 「第二項」 | 「第四十条の九若し しくは第四十条の十第 九 一 項」 | 若しくは第四十条の |
|-----------------|---|-----------|

(職業安定法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一〇十四 (略)

十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する

(職業安定法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

一〇十四 (略)

(新設)

る法律（平成二十三年法律第七十九号）第一条第五項